

地域コミュニティの取組に関する調査（久留米市）

平成25年2月

○久留米市の概要

人口	305,335	人（校区当たり	677人～	17,440人）
世帯数	125,067	世帯（校区当たり	217世帯～	7,154世帯）
小学校区数	46	校区		
自治会等名称	自治会（町内会、区）			
自治会等数	657	（単位当たり	一世帯～	一世帯）
自治会等加入率	77.6%			
行政区長委嘱制度	なし（旧4町地域の区長制度はH22年度末をもって廃止）			
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	単位自治会を基盤とした校区コミュニティ組織（小学校区）			

○久留米市の取組

担当部局	市役所本庁の担当部署は地域コミュニティ課10人で、うち嘱託1人。「自治会・住居表示チーム」と「校区コミュニティ組織チーム」とに分かれ、前者は自治会支援や住居表示を、後者は校区コミュニティの支援を担当する。自治会や校区コミュニティ組織からの要望は当課を窓口としてなされることが多い。 旧4町地域の担当は各総合支所地域振興課となる。自治会、統計、防災、区長委嘱を担当していた旧役場時代の総務課からの流れで、旧4町のまちづくり、企画も行いながら、補助金の審査や連絡調整等を行う。支所によって人員体制や担当の分け方は異なる。
------	--

取組の概要	久留米市では、昭和 42 年の「校区公民館の登録に関する規則」施行以後、旧久留米市の 27 小学校区すべてに校区公民館が設置され、小学校区単位で住民主導のまちづくりを進めてきた。各小学校区単位の校区公民館を民設民営の公民館類似施設とし、そこを拠点として生涯学習活動の他、様々なまちづくり活動を展開してきた。運動会や祭りなどの親睦事業が校区単位で開催され、環境、青少年健全育成、防犯等の地域課題に対応する団体も校区単位で組織されてきた。このため、行政と住民の双方に、コミュニティの基礎的単位は小学校区である認識が醸成された。 平成 11 年に久留米市コミュニティ審議会から答申がなされ、小学校区を単位とした、社会福祉の増進・環境の保全・教育及び文化の向上・防犯・防災等、自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う総合的なネットワーク型の組織（校区コミュニティ組織）へ再編整備した。平成 20 年度までに旧久留米市の全 27 小学校区で校区コミュニティ組織が設立された。 平成 17 年 2 月には周辺 4 町と合併したが、旧 4 町地域は行政区長委嘱制度が残っていた。平成 21 年の市コミュニティ審議会からの答申により、全市的に統一性をもったコミュニティ制度を構築するため、旧 4 町地域についても、H22 年度末をもって行政区長委嘱を廃止し、H23 年度当初に校区コミュニティ組織が設立された。 現在、市内で合計 46 の小学校区にコミュニティ組織がある。	
	旧 4 町共通の校区コミュニティへの移行の概略としては、まず、平成 21 年度に検討会や検討会の連絡協議会などを設置し、同年 10 月からは重点的に住民説明会を行った。校区コミュニティになるとどうなるか、区長制の廃止、住民負担など、各支所の地域振興課が主体となって説明した。また、本庁担当も同行し、各種補助金の制度等の説明を行った。その後、校区コミュニティ組織の設立準備会が発足し、平成 23 年 4 月に旧 4 町のすべての校区において校区コミュニティ組織が発足した。 旧 4 町の住民の反応としては、新たな事業への人的負担や費用負担が発生することへの不安、自治会組織の将来についての不安、校区コミュニティ活動の必要性についての疑問、補助制度（設立準備会の事務局員を雇える補助金を出していた。）についての要望などがあった。行政区長委嘱制度に基づく行政区単位の地域コミュニティで地域のまちづくりがすすめられてきた歴史もあり、住民の賛同を得ることが難しい面もあった。今後も、様々な機会を通じて住民へ丁寧な説明を行うなど、新たなコミュニティ制度についての理解が十分に浸透するような取組を継続しなければならないと感じている。	
	久留米市市民活動を進める条例	
平成 24 年 4 月 1 日施行。市民活動について、自治会、各種住民団体、市民活動団体、校区コミュニティ組織、市民及び市の役割を定める。この中で、市民に自治会への加入義務（努力義務）を定めている。 また、市民が自治会に加入するため、自治会の運営のあり方についても定めている。		
取組の経過	S42	「校区公民館の登録に関する規則」制定
	H7～H11	久留米市コミュニティ審議会
	H17.2.5	1 市 4 町(田主丸・北野・城島・三潴)合併
	H19	「校区コミュニティ組織の登録に関する規則」制定
	H19～H21	旧久留米市地域 27 校区コミュニティ組織再編
	H20～H21	久留米市コミュニティ審議会
	H22 年度末	旧 4 町地域区長委嘱廃止

〇校区まちづくり協議会の概要

名称	〇〇校区まちづくり振興会、〇〇校区まちづくり委員会、〇〇校区まちづくり協議会 など	設置数	46
----	---	-----	----

設置根拠規程	久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則
--------	-------------------------

組織概要	小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う総合的なネットワーク型の組織。 校区内の自治会、居住者世帯及び事業所、校区内のまちづくり活動を行う各種住民団体(社会福祉協議会、環境衛生連合会、老人クラブ連合会、女性の会、青少年健全育成協議会、子ども会育成会、防犯協会、民生委員・児童委員協議会など)、会の趣旨に賛同する校区内の各種任意団体、又は法人で総会において承認されたもの(ボランティア団体、サークル、法人など)で構成される。 各校区コミュニティ組織は、まちづくり活動の拠点施設となる校区コミュニティセンターを有する。事務局は、通常、事務局長1人、事務局員2人、臨時職員などで構成される。旧4町では設立して間もないため、市職員による支援が必要なことや特に人口が少ない地域があることもあり、事務局長1名、事務局員0～1名、臨時職員という事務局体制を現状のところとっている。これら事務局職員の賃金に対して、基準の範囲内で、校区への運営費補助金(後述)が交付されている。 【市民活動団体(NPO・ボランティア団体含む)との関係】 校区により異なるが、市民活動団体の活動範囲が校区の範囲内である場合には、その団体は校区コミュニティ組織の構成員であることもある。各種住民団体は通常、校区コミュニティの構成員である。範囲の広い市民活動団体は、場合によっては賛助団体などの形で構成員となっていることがあるが通常は構成員でない。よりよいまちづくりには地域コミュニティ組織と市民活動団体、両者の力が必要ではあるが、その連携には様々な課題がある場合が多い。連携を深め、更なるまちづくりを深めるため、市では、地域コミュニティ組織への情報提供や、マッチングの場づくりをすすめているところである。
------	---

組織図	■校区コミュニティ組織 モデル組織図 役員会 監事 事務局 (校区コミュニティセンター内) 総会 生涯学習部会 健康福祉部会 生活環境部会 〇〇〇〇部会 会員
-----	---

拠点施設	校区コミュニティ組織は、校区のまちづくり活動の拠点となる校区コミュニティセンターを有している。この校区コミュニティセンターは、市の補助を受けながら校区コミュニティ組織が建設し、これを一旦市に寄附し、市と使用貸借契約を締結して校区が借り受けているケースが多い。管理運営主体は校区コミュニティ組織である。旧4町地域においても、徐々に整備されており、平成26年度までにはすべての校区で校区コミュニティセンターが整備される予定である。
事業内容	【取組内容】 拠点施設であるコミュニティセンターの条件整備・運営、住民各種団体の組織の連絡調整 各校区コミュニティでのイベント開催 家庭・学校・地域との連携 地域福祉、防犯、防災、環境衛生、人権、青少年育成、生涯学習等の活動 【特色ある事業】 ほとめき歩き(日吉校区)、校区・小学校合同運動会(篠山校区)、米づくり体験教室(東国分校区)、高良山歴史観光ボランティアガイド結成(御井校区)、一ノ瀬親水公園活性化取組「蕎麦打ち体験」(高良内校区)、草野まちかど博物館・耳納北麓草野つばき祭り(草野校区)、精霊流し(大善寺校区)、校区金婚式(津福校区)、御井校区、京町校区は地域の神社や仏閣を活かした取組など 【住民の意見の反映について】 校区コミュニティでの会議は、会長会、副会長会、役員会、校区内会議などで、人数や回数は校区で異なる。また、行政の部局に対応した各部会もある。こういう場を使って、できるだけ多くの住民の意見を集約されることが望ましいが、住民の意見集約も地域によって差があるのが現状である。

○久留米市校区まちづくり連絡協議会

平成20年度までは、市に「久留米市校区公民館連合会」と「久留米市自治会連絡協議会」という組織があり、校区単位の公民館組織や自治会組織の市全体に係る連絡調整等をそれぞれ行っていたが、旧久留米市エリアで校区コミュニティ組織ができたことに合わせ、この2組織を解散し、新たに「校区まちづくり連絡協議会」が発足した。すべての校区コミュニティ組織が加入し、各校区の自主性にまかせつつ、研修、校区同士の連携、相互調整、共通課題の解決、コミュニティセンター同士の利用料、開館時間、事務員の手当等についての情報交換などを行っている。 各校区コミュニティ組織の会長、事務局長、自治会校区代表がそれぞれ集まり月に1回程度会議を行っている。この場を通じて全市的な取組の連絡や情報提供、協議などを行っている。 久留米市校区まちづくり連絡協議会の事務局を地域コミュニティ課内に置き、事務局員は協議会で雇用され2名が常駐している。 久留米市校区まちづくり連絡協議会の運営経費は市からの補助金と校区からの負担金により賄われている。 この協議会の場により、優良事例の共有化や校区間の連携が進んでいる。
--

○行政の支援

財政的支援	【校区コミュニティ組織運営費補助金】 校区コミュニティ組織や校区コミュニティセンターの活動又は運営に要する経費(人件費・維持管理費・機材整備費)を補助する。 【まちづくり推進事業費補助金】 まちづくり事業を実施する自治会等や校区祭り実行委員会等に対して補助する。校区単位では祭りに要する諸経費の4分の1以内、20万円を上限、自治会単位では対象経費の2分の1以内、10万円を上限とする。 このほか、市から校区コミュニティ組織、自治会、住民団体と対象を限定し、市の全部局で相当な数の補助事業を実施している。 校区コミュニティ組織への補助金としては上述の運営費補助金が最も規模が大きい。事務局長・員(地元雇用)の賃金は運営費補助金を充てることができる。市の嘱託職員などに準じた基準により、校区ごとに限度額があり、それを超える分は地元負担となる。補助金も活用した自主的運営を重視する立場を取っているため、市から事務局に職員を派遣したりしない。 補助金の数が多いため、その統合はなかなか難しいところだが、地域にとって使い勝手がよくなるような検討は必要と考える。
人的支援	平成21年度に当時の市民活動振興室が地域担当制を検討する一環として、旧久留米市27校区を2～3名ずつに分けて担当し、可能な限り担当校区を訪問し活動の支援を行なったが、現在は、地域コミュニティ組織の窓口として、様々な相談、要望を一旦受け、所管課に繋ぐとともに、必要な場合には訪問するという体制により支援を行っている。 旧4町地域の校区コミュニティ組織については設立されて間もないため、各総合支所地域振興課職員が積極的に訪問し支援を行っている。

○取組の効果

自治会のまちづくりと校区のまちづくり両者の連携は、校区として、顔を合わせながら取り組む必要があるが、これはできてきたのではないかと。校区内で地域課題に対応する様々な団体ができてきて、取組としては進んできたのではないかと。事務局も増員するなど充実してきて、少しずつ取組は活発になっている。

旧久留米市地域では、自治会の自主性・独自性と校区コミュニティ組織の一員としての連携のあり方について一部課題がある。

旧4町地域では、区長制度からの移行について、住民や自治会役員の十分な理解が得られていないという課題がある。この課題については、丁寧な説明を継続しながら、理想とするまちづくり体制の確立を進めていく必要がある。

○今後の課題・展望

人材育成・人材発掘

地域では、自治会長が、民生委員や各種住民団体の役員を一人で兼務している場合がある。このような場合の自治会長の意見として、役員へのなり手がいないので仕方がないとの意見が多く寄せられるが、現実には、人材の育成や発掘が十分に成されていなかったり、開かれた運営が十分に成されていない場合が多いと考えられる。

地域課題の解決にはより多くの住民の理解と協力が不可欠である。このため、自治会や校区コミュニティ組織の事業活動の主旨目的、意志決定過程、予算や決算の状況などについて、わかりやすく情報発信を行い、住民に活動の成果を十分に伝え、さらには活動に参加・参画いただくために積極的な働きかけが必要であるとする。

また、幅広い世代や様々な住民が参加・参画できるよう、平素から地域住民の意識や意向を把握し、必要に応じて規則・会則の見直しや運営方法の工夫がなされ、特技や経験、意欲をもって地域で活躍する人材の発掘、後継者などの人材育成、そして女性や若い世代の参画等につながる運営や活動が必要であるとする。

このため、市は、地域コミュニティ組織でそのような開かれた運営が進んでいくよう、先進事例の発信や手引書等の作成、相談対応や適切な指導に努める必要があると考えている。

【職員の自治会加入や自治会活動について】

職員については、自治会加入、自治会活動について平成22年度に意識調査を行った。自治会へ加入していない割合が最も多かった20～30歳代の市職員全員に対して、地域コミュニティに関する研修を行った。さらに、平成23年度からは新規採用職員の研修にも地域コミュニティのメニュー（現場研修含む）を入れた。

職員が、地域コミュニティの現場を知ることが市の業務にも役立つとともに、職員が住民としてこれまで以上に地域活動に参加・参画すれば、地域コミュニティ組織の活性化に寄与すると考えている。